

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則第43条第3項の規定に基づき、編入学に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当している者とする。

（1） 3年次編入

- ア 大学、短期大学（外国の短期大学及び外国の短期大学相当として指定された学校を含む）、高等専門学校を卒業した者
- イ 大学に2年以上在学し、60単位以上を修得し、退学した者
- ウ 外国において学校教育による14年以上の課程を修了した者
- エ 修業年限が2年以上で、総授業時間が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者
- オ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む）の専攻科の課程を修了した者

（2） 2年次編入

- ア 大学、短期大学（外国の短期大学及び外国の短期大学相当として指定された学校を含む）、高等専門学校を卒業した者
- イ 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得し、退学した者
- ウ 外国において学校教育による13年以上の課程を修了した者
- エ 修業年限が2年以上で、総授業時間が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者
- オ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む）の専攻科の課程を修了した者

（時期）

第3条 編入学の時期は、学年の始めとする。

（年次）

第4条 編入学の年次は、3年次又は2年次とする。

（出願）

第5条 編入学を希望する者は、指定の期日までに次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める編入学試験料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1） 願書（本学所定のもの）
- （2） 成績証明書
- （3） 次のうちいずれか1通
卒業証明書、卒業見込証明書、退学証明書
- （4） 健康診断書（本学所定のもの）
- （5） その他、本学が必要とする書類、証明書等

（選考）

第6条 選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

（手続及び許可）

第7条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費を納入し、編入学に必要な手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に編入学を許可する。

（単位の認定）

第8条 既に修得した授業科目及び単位については、選考の結果をふまえ、学長が認定する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

（所管）

第10条 この規程に関する所管は、学務部教務課とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和3年8月4日から施行する。